

<地方消費税交付金(社会保障財源分)の使途状況>

社会保障・税一体改革の一環として、少子高齢化により増加が見込まれる社会保障経費の財源確保を目的とし、消費税率が平成26年度4月より5%から8%に、令和元年度10月より8%から10%に引き上げられました。
この増収分は、全て社会保障施策の経費の財源として活用することとなっております。

令和4年度決算 地方消費税交付金(社会保障分)
1,788,067千円

《社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費》(単位:千円)

項目	款	内容	決算額	一般財源	
				引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の市町村交付金)	その他
社会福祉	民生費	社会福祉事業	5,426,483	376,286	1,069,656
		児童福祉事業	7,944,392	653,290	1,857,089
		生活保護事業	2,458,561	141,995	403,647
		老人福祉事業	430,625	52,774	150,019
	小計		16,260,061	1,224,345	3,480,411
社会保険	民生費	国民健康保険事業	752,715	88,571	251,778
		後期高齢者医療保険事業	1,607,726	354,423	1,007,509
	小計		2,360,441	442,994	1,259,287
保健衛生	衛生費	保健衛生事業	15,694	1,495	4,250
		予防事業	406,838	104,236	296,309
		医療体制充実事業	67,576	14,997	42,632
	小計		490,108	120,728	343,191
合計		19,110,610	1,788,067	5,082,889	

※地方消費税交付金(社会保障分)は、各事業の一般財源部分に充当します。